

平成29年度 大牟田市立駛馬北小学校 いじめ防止基本方針

全文（方針策定の趣旨）

平成25年9月28日いじめ防止対策推進法が施行された。いじめについて同法律では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行えるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

いじめはどの学校にも起こり得る問題であり、いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすし、時には命にかかわる問題にもつながることから、同年10月いじめ防止等のための基本的な方針が文部科学大臣決定事項として示された。国の基本的な方針に基づき、本校では以下のようないじめ防止基本方針を策定し、いじめ未然防止やいじめ問題に取り組むものとする。

1 基本方針

学校において、いじめは常に起こりうることでありとの認識を教職員全体が自覚し、いじめの未然防止の観点から学校の全教育活動を通じ、いじめを生まない風土の構築を図らなければならない。

そのために、児童をいじめに向かわせないよう学習規律を確立し、基礎的・基本的な学力を身につけさせ、全ての児童が認められているという（自己有用感・自己存在感）をもつことができるような教育活動の充実を図る。

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践することで、いじめの早期発見・早期対応に取り組み、駛馬北小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

2 いじめ防止対策推進委員会

（1）組織

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）、保護者代表（PTA会長、副会長）等による、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

（2）役割

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合、速やかに調査を行う。基本的には、全職員ですべての事案に対応する。

3 いじめへの学校の対応

（1）未然防止

①教育課程の充実

<各教科>

- ・年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントを工夫する。

<道徳、特別活動、総合的な学習の時間>

- ・道徳の時間では、自己肯定感を育てるために、「わたしたちの道徳」や「かがやきを積極的に活用して、豊かな心の育成を図る。
- ・特別活動では、縦割り活動による異学年交流の充実、児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
- ・総合的な学習の時間では、道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

②指導体制の充実

＜生徒指導委員会＞（いじめ・不登校対策委員会）

- ・月1回全教職員で生徒指導上、配慮を要する児童等について、現状や指導についての情報を共有し、共通実践に向けて話し合う。

＜職員研修＞

- ・職員研修として、「いじめ・不登校」に関する研修を年間研修計画に位置づけ、外部講師等を招聘した研修会を実施する。

（2）早期発見と早期対応

①早期発見・相談体制

＜教育相談＞

- ・教師が積極的に声かけや面談等を行い、児童に安心感をもたせるとともに、いじめ等の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、該当児童はもとより関係児童等からの聞き取りなどを行い、早期解決を図る。

＜アンケート＞

- ・「学校生活アンケート」「いじめアンケート（無記名）」を年3回実施したり、「いじめアンケート」を適宜行い、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ・保護者対象の「いじめチェックリスト」を学期毎に実施し、いじめの早期発見、早期対応につなげる。
- ・担任は、毎月、「いじめチェックリスト」を活用したいじめの実態について状況把握をし、早期発見、早期対応を図るとともに、記録を残す。

②早期対応

＜生徒指導委員会を中心として組織的な対応＞

- ・いじめ問題が明らかとなったときは、学級担任だけの対応ではなく、学校として組織的な対応をとる。職員で役割分担をしながら問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめな許されない行為であることを大前提とし、いじめられている児童を守るということを最優先する。
- ・いじている児童（保護者）に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということを経験させる。

③関係機関との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（3）重大事態への対応

①速やかな実態把握と教育委員会・保護者への報告

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会や保護者に報告する。

②教育委員会との連携

事実確認のための調査の仕方などの対応を相談し、いじめが確認された場合は、関係保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供できるよう指示を仰ぐ。

4 学校評価

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。